

令和9年度三春町職員（大学卒程度〈行政〉）採用候補者試験案内

令和8年5月

三春町

三春町職員（大学卒程度〈行政〉）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	行政
採用予定人員	若干名

2. 受験資格

昭和56年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※なお、受験申込みは、今年度三春町が実施する採用候補者試験において、1職種に限ります（異なる試験を併願することはできません）。

3. 試験の方法

大学卒業程度で次のとおり行います。

- (1) 第1次試験
個別面接による試験を行います。
- (2) 第2次試験
 - ① S P I 試験（基礎能力検査・性格検査）
第1次試験合格者に対して、「コミュニケーション力」「思考力／判断力」「新しい知識の吸収力」「応用力」などの基礎となる能力及び職務適正などについて、択一式による筆記試験を行います。
 - ② 小論文試験
- (3) 最終試験
第2次試験合格者に対して、個別面接による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和8年 6月27日 (土)	面接試験 9時から	三春町字大町 1-2 三春町役場	令和8年7月中旬に町役場掲示板・町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
第2次試験	令和8年 8月上旬頃を予定 (別途通知)	S P I 試験、小論文 予定	三春町字大町 1-2 三春町役場	令和8年8月下旬に町役場掲示板・町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
最終試験	令和8年 9月中旬頃を予定 (別途通知)	最終面接 予定	三春町字大町 1-2 三春町役場	令和8年9月下旬に町役場掲示板・町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表により支給されますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込の方法

- ① 受験申込は、インターネットによる申込み（電子申請）のみです。三春町ホームページ内「職員採用情報」から手続きしてください。

<申込みフォームはこちらのQRコードから参照してください。>



- ② 6月中旬までに受験票を郵送します。受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って、受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。)

(2) 受付期間

令和8年5月1日(金)から同年5月29日(金)の午後5時まで

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、三春町個人情報保護条例第11条第1項の規定により、開示請求することができます。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。また、開示請求に当たっては、三春町役場総務課総務管理グループ(電話0247-62-2111)にあらかじめ電話連絡をお願いします。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1か月間	三春町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 第一次試験の面接時間は、申し込み後に個別にお知らせします。
- (3) 試験当日は、極力公共交通機関を利用してください。なお、試験会場に自家用車で来る場合には、三春町役場周辺公共用駐車場をご利用ください。案内図は、受験者の方に別途お送りします。
- (4) この試験に関し不明な点は、本町役場総務課総務管理グループに問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒(定型)を必ず同封してください。

(5) 問い合わせ先

三春町役場総務課総務管理グループ

田村郡三春町字大町1番地の2

(電話0247-62-2111内線211 FAX0247-61-1110)

(E-mail:soumu@town.miharu.lg.jp)